

令和8年6月定例会

教育警察常任委員会説明資料
(その他報告関係)

教育警察常任委員会
(警察本部)

条例案の概要

1 条例の名称

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例等の一部を改正する条例

2 制定改廃の必要性（背景、法令上の根拠等）

国家公務員における取扱いを踏まえ、特殊勤務手当の額を見直す必要がある。

3 内容

- (1) 熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正【第1条】
公共土木施設災害応急作業手当の額を見直す。（第25条の16関係）
- (2) 熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正【第2条】
災害警備等作業に係る手当の額を見直す。（別表関係）
- (3) 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部改正【第3条】
災害警備等作業に係る手当の額の特例を見直す。（第2条、第6条関係）
- (4) この条例は、公布の日から施行する。
- (5) (1)、(2)及び(3)は、令和8年4月1日から適用する。
- (6) 所要の経過措置を定める。（附則第3項関係）

【第1条】

熊本県職員の特種勤務手当に関する条例(昭和31年熊本県条例第35号)新旧対照表

旧	新
<p>(公共土木施設災害応急作業手当)</p> <p>第25条の16 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業にあっては、<u>1,080円</u>)とする。</p> <p>(1) 巡回監視 <u>710円</u></p> <p>(2) 応急作業等 <u>1,080円</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(公共土木施設災害応急作業手当)</p> <p>第25条の16 (略)</p> <p>2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当該各号に定める額(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業にあっては、<u>1,440円</u>)とする。</p> <p>(1) 巡回監視 <u>950円</u></p> <p>(2) 応急作業等 <u>1,440円</u></p> <p>3 (略)</p>

熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号)新旧対照表

旧			新		
別表(第2条—第4条関係)			別表(第2条—第4条関係)		
特殊作業の種類	特殊作業の内容	手当の額	特殊作業の種類	特殊作業の内容	手当の額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
第19号作業	災害警備等作業(異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所若しくはその周辺において行う災害警備、救難救助若しくは通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の作業又はこれに相当すると人事委員会が認める作業をいう。)	1日につき 840円(大規模な災害として人事委員会定める災害に係る作業に従事した場合には、 1,080円)。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(同一の日において、第1	第19号作業	災害警備等作業(異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生した箇所若しくはその周辺において行う災害警備、救難救助若しくは通信施設の臨時設置、運用若しくは保守の作業又はこれに相当すると人事委員会が認める作業をいう。)	1日につき 1,120円(大規模な災害として人事委員会定める災害に係る作業に従事した場合には、 1,440円)。ただし、次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(同一の日において、第1

【第2条】

	<p>号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあつては、第2号に定める額)とする。</p> <p>1 当該作業が夜間(日没時から日出時までの時間をいう。以下この項において同じ。)に及んだ場合、又は当該作業が夜間に行われた場合 当該額にその100分の50に相当する額を加算し</p>		<p>号に掲げる場合及び第2号に掲げる場合に該当するときにあつては、第2号に定める額)とする。</p> <p>1 当該作業が夜間(日没時から日出時までの時間をいう。以下この項において同じ。)に及んだ場合、又は当該作業が夜間に行われた場合 当該額にその100分の50に相当する額を加算し</p>
--	--	--	--

		<p>た額</p> <p>2 極めて危険を伴うと人事委員会が認める作業又は人事委員会が著しく危険であると認める区域における災害警備等作業に従事した場合 当該額にその100分の100に相当する額を加算した額</p>		<p>た額</p> <p>2 極めて危険を伴うと人事委員会が認める作業又は人事委員会が著しく危険であると認める区域における災害警備等作業に従事した場合 当該額にその100分の100に相当する額を加算した額</p>
	<p>救難救助作業（山岳地における遭難者の救難救助又は異常な自然現象若しくは事故により発生した災害の被災者の救難救助の作業で、著しく危険を伴うもの（災害警備等作業であるものを除く。）をい</p>	<p>1日につき840円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業又は人</p>	<p>救難救助作業（山岳地における遭難者の救難救助又は異常な自然現象若しくは事故により発生した災害の被災者の救難救助の作業で、著しく危険を伴うもの（災害警備等作業であるものを除く。）をい</p>	<p>1日につき840円（心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める作業又は人</p>

【第2条】

	う。)	事委員会が著しく危険であると認める区域における救難救助作業に従事した場合には、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)		う。)	事委員会が著しく危険であると認める区域における救難救助作業に従事した場合には、当該額にその100分の100に相当する額を加算した額)
	(略)	(略)		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための熊本県職員等の特殊勤務手当の特例に関する条例

(平成23年熊本県条例第57号)新旧対照表

旧	新
<p>(災害警備等作業に係る手当の額の特例)</p> <p>第2条 東日本大震災に対処するため、警察職員が熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号。以下「警察職員特殊勤務手当条例」という。)別表に規定する災害警備等作業に引き続き5日以上従事した場合における同条例の規定の適用については、同表第19号作業の項中「<u>840円</u>(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、<u>1,080円</u>)」とあるのは「<u>1,680円</u>」と、「当該額にその100分の50に相当する額を加算した額」とあるのは「<u>2,100円</u>」と、「場合 当該額にその100分の100に相当する額を加算した額」とあるのは「場合 <u>2,520円</u>」とする。</p> <p>(災害警備等作業に係る手当の額の特例)</p> <p>第6条 第2条の規定は、東日本大震災以外の特定大規模災害に対処する場合について準用する。この場合において、同条中「東日本大震災」とあるのは「東日本大震災以外の特定大規模災害」と、「5日」とあるのは「5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間」と、「<u>1,680円</u>」とあるのは「<u>1,680円</u>を超えない範囲内において人事委員会が定める額」と、「<u>2,100円</u>」とあるのは「<u>2,100円</u>を超えない範囲内において人事委員会が定める額」と、「<u>2,520円</u>」</p>	<p>(災害警備等作業に係る手当の額の特例)</p> <p>第2条 東日本大震災に対処するため、警察職員が熊本県警察の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和29年熊本県条例第41号。以下「警察職員特殊勤務手当条例」という。)別表に規定する災害警備等作業に引き続き5日以上従事した場合における同条例の規定の適用については、同表第19号作業の項中「<u>1,120円</u>(大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、<u>1,440円</u>)」とあるのは「<u>2,240円</u>」と、「当該額にその100分の50に相当する額を加算した額」とあるのは「<u>2,800円</u>」と、「場合 当該額にその100分の100に相当する額を加算した額」とあるのは「場合 <u>3,360円</u>」とする。</p> <p>(災害警備等作業に係る手当の額の特例)</p> <p>第6条 第2条の規定は、東日本大震災以外の特定大規模災害に対処する場合について準用する。この場合において、同条中「東日本大震災」とあるのは「東日本大震災以外の特定大規模災害」と、「5日」とあるのは「5日を下らない範囲内において人事委員会が定める期間」と、「<u>2,240円</u>」とあるのは「<u>2,240円</u>を超えない範囲内において人事委員会が定める額」と、「<u>2,800円</u>」とあるのは「<u>2,800円</u>を超えない範囲内において人事委員会が定める額」と、「<u>3,360円</u>」</p>

【第3条】

とあるのは「2,520円を超えない範囲内において人事委員会
が定める額」とする。

とあるのは「3,360円を超えない範囲内において人事委員会
が定める額」とする。